

全国健康関係主管課長会議

健康局

水道課

平成25年度水道関係予算（案） 公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度	平成24年度	平成25年度		補正予算額 +予算額(案) E=B+C	対前年度 増△減額 F=E-A	対前年度 比率(%) G=E/A
	予 算 額 A	補正予算額 B	予算額(案) C	うち復興特別会計 D			
水道施設整備費	72,188	30,049	43,245	8,502	73,294	1,106	101.5%
簡易水道	23,536	12,383	12,068	0	24,451	915	103.9%
上水道	28,202	17,666	22,226	0	39,892	11,690	141.4%
指導監督事務費	58	0	57	0	57	△ 1	98.1%
補助率差額	5	0	10	0	10	5	185.2%
調査費	36	0	34	2	34	△ 2	94.4%
災害復旧費	20,350	0	8,850	8,500	8,850	△ 11,500	43.5%
※東日本大震災の復旧費等 を除いた場合							
水道施設整備費	52,184	30,049	34,743	0	64,792	12,608	124.2%
うち、厚生労働省計上分	(37,999)	(27,840)	(26,345)	0	(54,185)	(16,186)	(142.6%)

注1) 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計

注2) 地域自主戦略交付金(一括交付金)の廃止に伴い、25年度予算額(案)において水道施設整備に関する事業分としての振り替えを含めて計上。また、24年度補正予算に事業の前倒し分を計上。

水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進

平成24年度予算額 : 380億円(522億円)

平成24年度補正予算額 : 278億円(300億円)
 平成25年度予算案 : 263億円(347億円)
 計 : 542億円(648億円)

※()書きは内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島、水資源機構)計上分を含む

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

水道施設整備費補助

- 水道管路、浄水場等の耐震化事業
- 老朽化した水道施設の改良事業
- 市町村の区域を越えて行われる広域的な水道施設の整備
- ダム等の水道水源開発施設整備事業 など

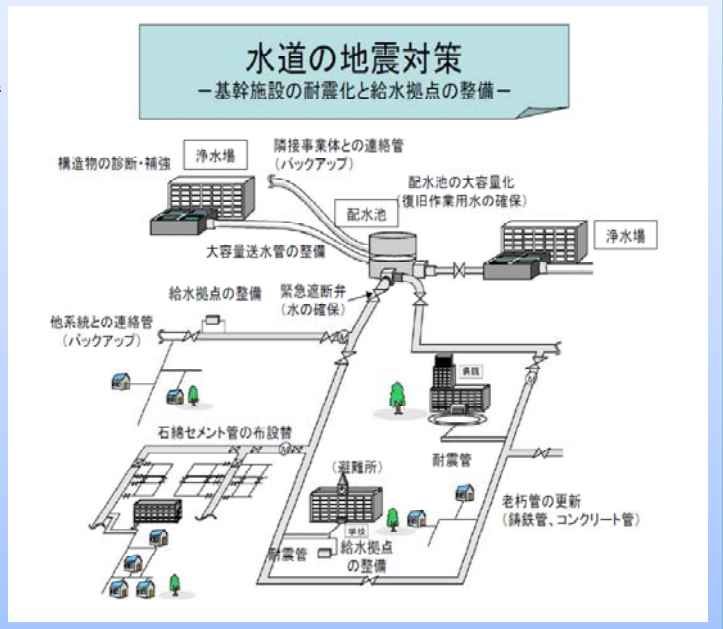
(簡易水道)※布設状況の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業

- ・補助率: 2/3、1/2、4/10、1/3、1/4
- ・計画給水人口: 101人以上5,000人以下

(上水道)

- ・補助率: 1/2、1/3、1/4、定額
- ・計画給水人口: 5,001人以上

老朽管の更新・耐震化



水道施設の災害復旧に対する支援 (復興) <復興庁一括計上>

平成25年度予算案: 85億円(平成24年度予算額: 200億円)

- 東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

※都市計画の見直し等を伴わず、平成23年度中の着工が見込める事業に要する費用については、平成23年度第1次補正(160億円)及び第3次補正(303億円)において計上。

(交付対象)

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設(注1)を復旧する事業
 →<補助率> 80/100~90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設(注2)を復旧する事業
 →<補助率> 1/2(通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
 →<補助率> 1/2(通常は補助対象外)

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 (注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

問題意識

- 今後、公共事業の多面的な展開が想定される中、**21世紀型の国際規範**となりつつある「**低炭素社会**」としての付加価値を合わせて創出すること必要。
- **社会システム構築**は公共性が高く**投資回収の考え方に馴染まない**一方で、今を逃すと長期にわたり**CO2大排出型システムのロックイン**が懸念されることから、**低炭素価値向上のための国による財政支援が不可欠**。
- 今後国際交渉の主戦場と想定される2020年以降の目標を検討する際には、社会システムとしてどれだけCO2が削減可能かを分析し**国際交渉カードとして最大限活用することが戦略的対応**。
- **日本の優れた・尖った技術**を用いることで経済活性化を狙う。

基金の概要 【対象事業の基本的要件】

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
(規制等対策強化につなげる成果目標を設定)
- ② 公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めたCO2削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

環境省

補助金

低炭素価値向上基金

補助金

要件に基づく
厳格な
審査

対象分野

交通体系整備に当たっての低炭素価値向上	災害時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての低炭素価値向上	次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上
<具体的な事業> ●鉄道活用型の低炭素物流事業(国交省連携) ●物流システム低炭素化事業(国交省連携) ●鉄道輸送システム低炭素化(エコレール)事業(国交省連携) ●港湾地域の低炭素化・災害時対応型事業(国交省連携)	<具体的な事業> ●病院等の低炭素・災害時対応型事業(厚労省連携) ●再エネ等を活用した自立分散型地域づくり事業	<具体的な事業> ●省エネ型データセンター構築事業(総務省連携) ●地中熱利用ヒートポンプ技術導入事業 ●上水道システムにおける革新的技術導入事業(厚労省連携)

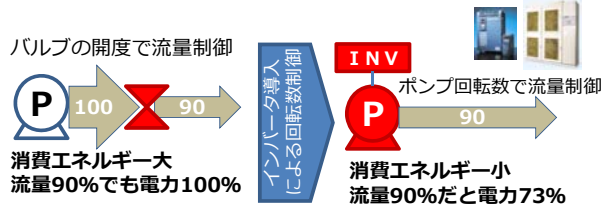
環境省ガイドラインに基づき、補助事業の中間段階&終了段階でCO2削減効果を分析・定量化(規制等による対策強化につなげる)

上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業 (厚生労働省連携事業)

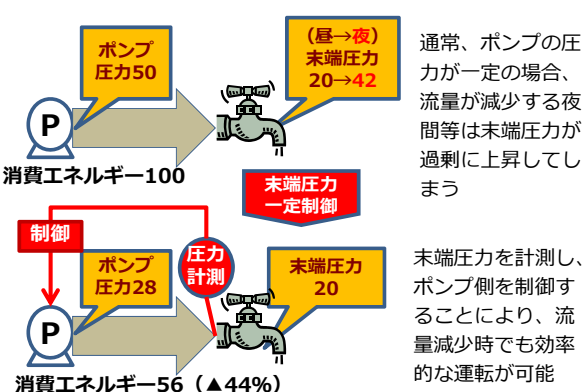
水道事業は、主に水の移送に多大なエネルギーを必要とし、年間約80億キロワット(全国の電力の約0.8%)を消費している。このエネルギーを効率的に削減するため、水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に対し、支援を行う。
<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(76億円)の内数>

導入設備の例

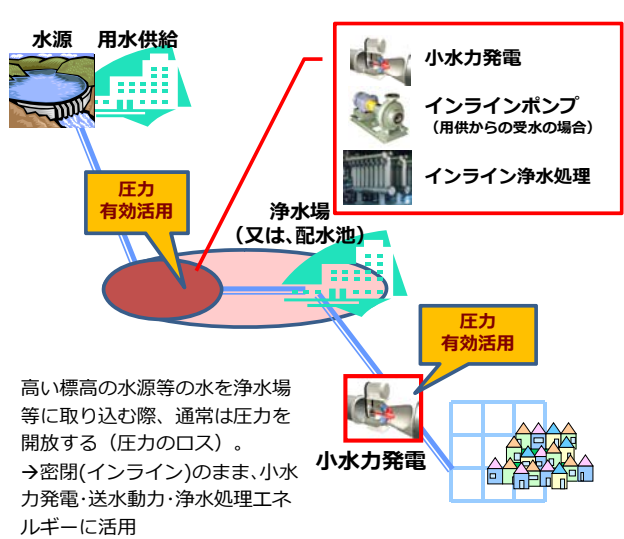
●ポンプへのインバータ導入による省エネ例



●夜間等、流量減少時の末端圧力制御による省エネ例



●未利用圧力の有効利用による省エネ・再生可能エネルギー導入例

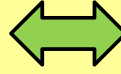


水道の復旧・復興支援（マッチング）

水道復興支援連絡協議会による基本的な支援体制

被災事業者の応援要請に基づき支援事業者をマッチング

被災水道事業者



支援水道事業者

支援事業者は職員派遣による技術協力等で支援

復旧支援状況

平成25年1月時点

被災事業者等	支援事業者等
大船渡市	八戸圏域水道企業団
陸前高田市	名古屋市、大阪市
大槌町	神戸市
釜石市	北九州市、盛岡市
田野畑村	深谷市
県	東京都、埼玉県
岩沼市	寒河江市
気仙沼市	さいたま市、広島市、千葉県
南三陸町	横浜市、豊岡市
七ヶ浜町	新潟市
石巻地方広域水道企業団	北見市、秋田市、酒田市、川口市、北千葉広域水道企業団、武蔵野市、横浜市、神奈川県内広域水道企業団、春日那珂川水道企業団、さいたま市、菊池市、
山元町	横浜市
亘理町	豊田市
女川町	要請あり
県	埼玉県、三重県、大阪広域、愛知県、神奈川県、香川県、石川県、沖縄県
南相馬市	所沢市、七尾市
県	愛知県、大阪広域水道企業団(H25.4~H27.3予定)
その他(石巻市、南三陸町)	現地水質検査チーム((財)水道技術研究センター、横浜市)

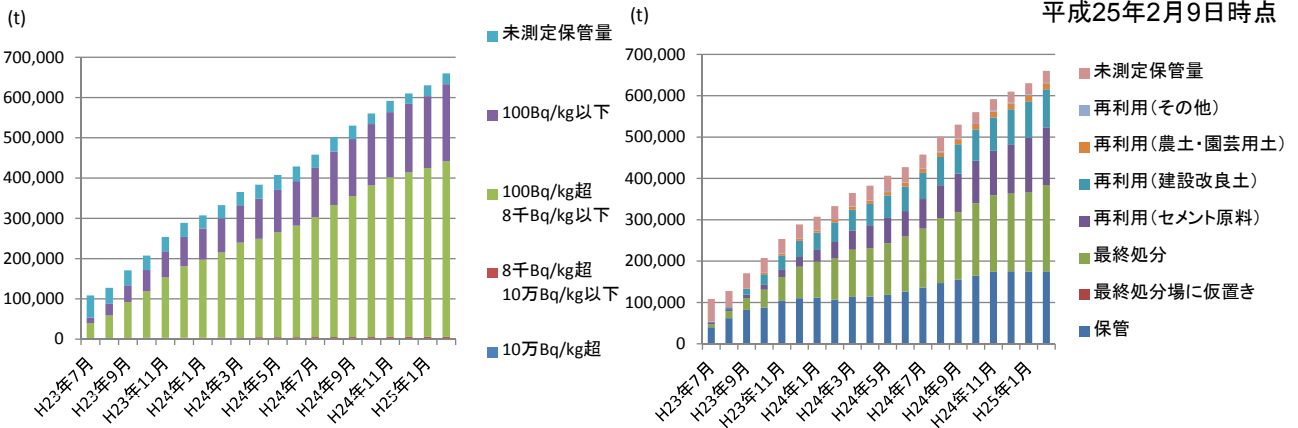
※下線は、連絡協議会以外(知事会、市長会等)を通じた人的支援、斜体字は現地支援を終了した事業者

復興支援連絡協議会に参加する水道関係者のバックアップ

連絡協議会参加者

- ・有識者
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県
- ・(社)日本水道協会
- ・水道技術研究センター
- ・全国上下水道コンサルタント協会
- ・厚生労働省

浄水発生土の放射性物質汚染への対応



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

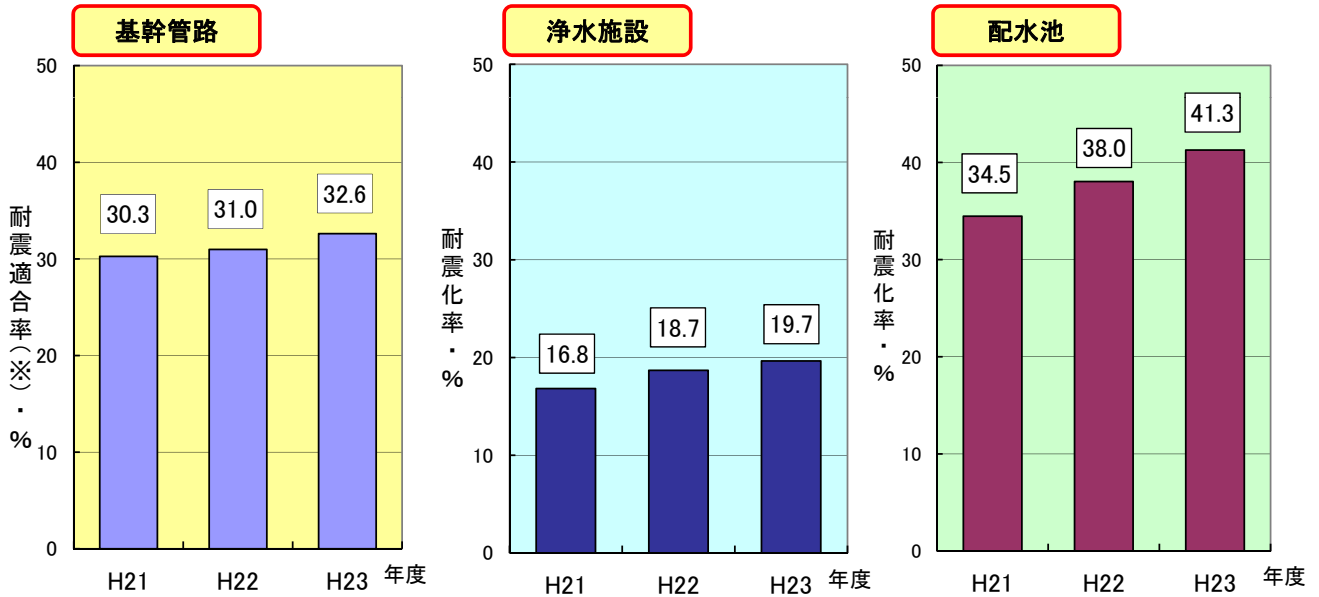
原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用

等

水道事業の耐震化の状況（平成23年度）

- ▶ 水道施設の耐震化率は、基幹的な水道管で32.6%、浄水施設19.7%、配水池41.3%であり、依然として低い状況。
- ▶ 水道事業者間でも耐震化の進捗に大きな開きがあり、全体として底上げが必要。



(※) 耐震適合率 = (耐震適合性のある基幹管路の延長) / (基幹管路の総延長)

地震時でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造の耐震管に加え、耐震管以外でも管路が布設された地盤性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管を含めて「耐震適合性のある管」としている。

水道耐震化推進プロジェクト（H24.11設立）

各主体がそれぞれ広報を展開・・・



課題

- 耐震化が進まない理由が正確に見えていない
- ステークホルダーが的確につかめていない
- 効果的な広報手法の立案が難しい
- 有効な広報活動に関する事例が埋もれている
- 広報の発信先及び手法が互いに重複している
- 実施したい活動があるが、単独で実施するのは困難

水道耐震化推進プロジェクトの進め方

【現状の分析】

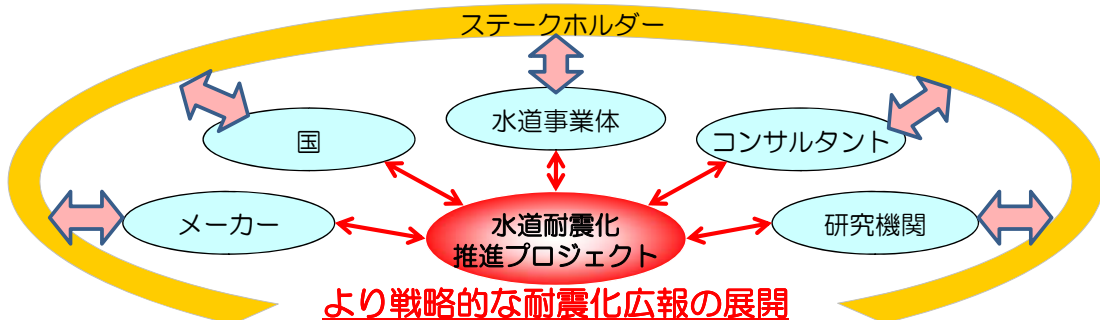
- ・耐震化の阻害要因の分析
- ・ステークホルダーの分析
- ・既存の広報リソースの掘り起こし、団体間共有

【広報手法の企画立案】

- ・現状を踏まえた戦略的・効果的広報手法の企画・立案

【活動の実施】

- ・各構成団体の役割、特徴を活かした効率的な活動の実施
- ・団体間連携の構築による広報施策の展開



より戦略的な耐震化広報の展開

基礎自治体への権限移譲等

(義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大)

■水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準を条例で定めること

■水道技術管理者の資格基準を条例で定めること

水道法の一部改正 《平成23年8月30日公布(平成24年4月1日施行)》

- **水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準**については、水道事業又は水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体（地方公共団体の組合含む。）が条例で定めることが原則となる。
- ただし、施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間において、条例が制定されるまでの間は従前どおり(政令で定める資格(*1)とみなす)の経過措置を設けている。
- 政令で定めている資格基準については、市町村等の条例で参酌すべき基準(*2)とする。
- 受託水道業務技術管理者の資格基準は、条例等にかかわらず従前どおり政令で定める資格による。

(*1)政令で定める資格

従来の資格基準として、水道の布設工事監督者については、水道法施行令第4条(及び施行規則第9条)に、水道技術管理者については、水道法施行令第6条(及び施行規則第14条)による。

(*2)参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

基礎自治体への権限移譲等

(専用水道及び簡易専用水道等の権限の移譲)

■専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲

水道法の一部改正 《平成23年8月30日公布(平成25年4月1日施行)》

- 施行日(平成25年4月1日)から、専用水道及び簡易専用水道に係る以下の権限をすべての市に移譲すること。
 - ✓ 専用水道の布設工事の設計の確認等
 - ✓ 専用水道の給水開始の届出受理
 - ✓ 専用水道の業務委託の際の届出受理
 - ✓ 改善の指示、給水停止命令、報告徴収及び立入検査

施行日(平成25年4月1日)までの権限は、都道府県、保健所設置市及び特別区であるが、上記以降の権限は、都道府県、すべての市及び特別区となる。

○「専用水道等の権限移譲にかかる積極的な協力・連携について(H24.8.31付け事務連絡)」

【都道府県及びすべての市の水道事業者あてに周知】

・都道府県から市へ移譲する際、円滑に事務が移譲されるよう配慮いただきたい。

・移譲される市の行政部局において、専門的担当部署を有しない場合等にあつては、水道事業担当部局が積極的に関与し、移譲にかかる体制整備への協力をお願いする。

・水道事業担当部局において、事務を掌理する場合には、地方公営企業法適用事業として行う場合との区別に留意しつつ、市が行う水道法に基づく事務として執行する体制を整えていただきたい。

■飲用井戸等衛生対策要領の実施主体

・**飲用井戸等衛生対策要領の実施主体についても、同じく、「都道府県、市又は特別区」とした。**

→専用水道及び簡易専用水道に係る事務がすべての市に移譲されることを踏まえると、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべて市が実施することが適当であるため

事業認可等に関する改正等について

「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等が千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組みたい

「水道事業等の認可の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf>

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、

平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

対象事業

- 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
 - 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
 - 水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る)
- ※地域自主戦略交付金から、水道施設整備費に振り替わる事業も対象**

事前評価

事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施

再評価

事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施

なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入)

また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

事業評価の適正な水需要予測の実施

事業評価において、便益算定にあたっての将来の水需要予測が事業実施又は継続の判断の可否に影響するような場合は、その予測が適切に実施されなければならない。

- マニュアル^(※)では、便益算定の基礎となる人口、需要水量等の将来値は、原則として直近の実績値や水使用実態を勘案した合理的な予測を行うものとしている。
- また、客観的に見て妥当なものとなるよう以下の事項に留意することとしている。
 - ・人口推計は、コーホート要因法など人口動態の実績に基づいて推計
 - ・需要予測は、重回帰など、できるかぎり要因分析的な手法により推計
- 事業評価により算出された水需要予測は、次回の事業認可又は届出における水需要予測の簡素化が可能となることに留意し、適正に算出すること。

※「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年7月改訂)」

ダム検証の状況

2月26日現在、83ダム事業のうち、54ダム事業で検証が済み、このうち36ダム事業が継続、18ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	11	1	24	36
	新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぼんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、八ツ場ダム(関東地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、山鳥坂ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局)	小石原ダム	厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開発(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、栂川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、木屋川ダム再開発(山口県)	
中止	4	0	14	18
	戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開発(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)		奥戸生活貯水池(青森県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県)	

(2月26日時点)

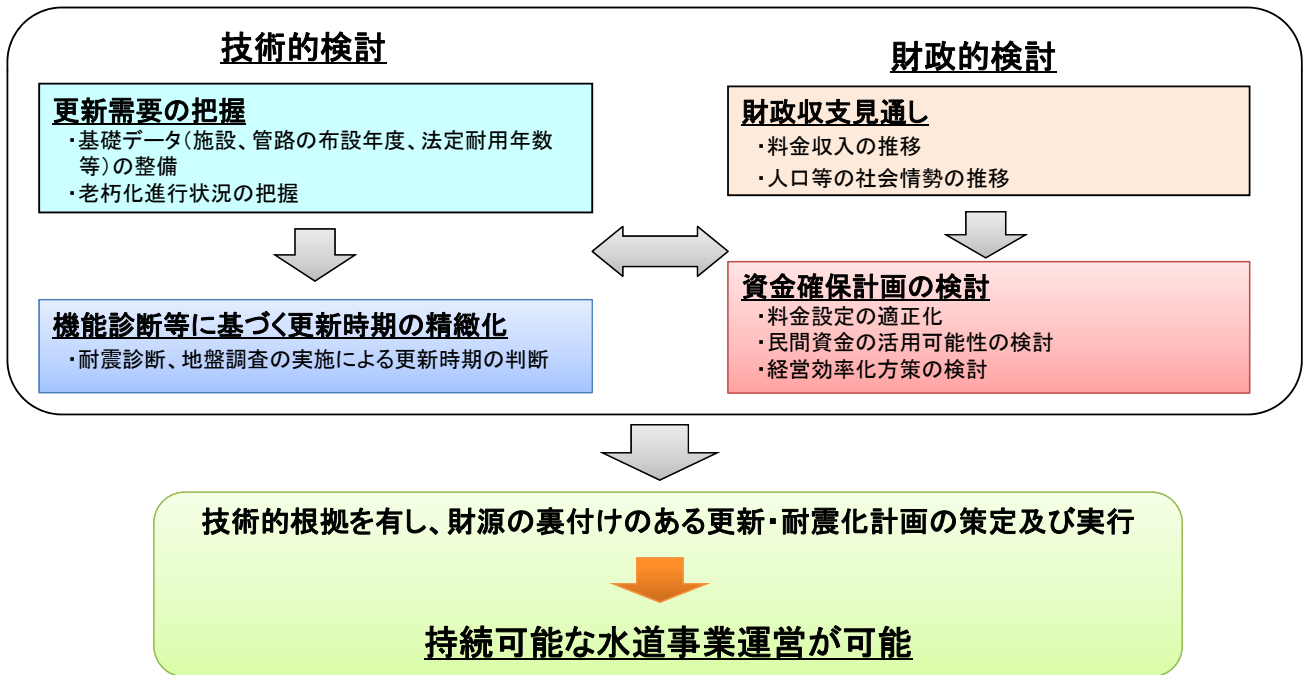
※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成

水道におけるアセットマネジメント(資産管理)

厚生労働省では、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を策定し、平成21年7月に公表。

<アセットマネジメント実践上のポイント>

中長期的視点(概ね30~40年以上)



技術的根拠を有し、財源の裏付けのある更新・耐震化計画の策定及び実行

持続可能な水道事業運営が可能

アセットマネジメントの実施状況

- ・調査事業者数1,505事業者のうち、387事業者が実施中又は実施済み。
- ・事業規模が大きくなる程、実施割合が増加する傾向にある。

(単位:事業者数)

計画給水人口	5万人未満	5万人~10万人	10万人~25万人	25万人~50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
調査事業者数	938	228	156	61	29	93	1,505
実施事業者数	77	95	93	41	23	58	387
割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%

(単位:事業者数)

更新需要 見通しの検討手法	財政收支見通しの検討手法			
	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)	26	3	2	
タイプ2(簡略型)	11	92	58	
タイプ3(標準型)	3	9	159	
タイプ4(詳細型)				10

※平成22年度運営状況調査より抽出。なお、タイプ分け項目の未回答事業者(14事業)は未計上。

【H24年度~】効率的な更新計画検討事業費12百万円

高度経済成長期等に整備された水道施設の更新ピークや耐震化の進捗の遅れを背景として、中長期的視点に立った水道施設の計画的更新に不可欠なアセットマネジメントの取組を促進させるため、事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易ツールを作成する。(実施主体:国)